2　法第一四条第三項の規定により主務大臣が福島県知事に代わって行う権限は、地すべり等防止法施行令（昭和三三年政令第一一二号）第二条第一項各号に掲げる権限等とすることとした。

3　2に規定する主務大臣の権限は、1の規定により告示された工事の区域につき、1の規定により告示された工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができることとした。ただし、一部の権限は、当該工事の完了又は廃止の日後においても行うことができることとした。

4　主務大臣は、法第一四条第三項の規定により福島県知事に代わって一部の権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならないこととした。

5　主務大臣が福島県知事の権限を代行する場合においては、国は、当該復興地すべり防止工事に関し、一部の権限を福島県に代わって行うこととした。

6　法第一四条第四項の規定により福島県が負担する金額は、復興地すべり防止工事に要する費用の額（地すべり等防止法の規定による負担金があるときは、当該費用の額から負担金の額を控除した額。以下この項において「負担基本額」という。）から、福島県が自ら当該復興地すべり防止工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とすることとした。（第一〇条～第一二条関係）

八　河川法の特例

1　国土交通大臣は、法第一五条第一項の規定により復興河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間並びに工事の開始の日を公示しなければならないこととした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示することとした。

2　法第一五条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体の長に代わって行う権限は、河川法（昭和三九年法律第一六七号）第六条第一項第三号の規定により河川区域（同法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を指定し、及び同条第四項（同法第一〇〇条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公示する権限等とすることとした。

3　2に規定する国土交通大臣の権限は、1の規定により公示された河川の区間につき、1の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができることとした。ただし、一部の権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができることとした。

4　国土交通大臣は、法第一五条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体の長に代わって一部の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体の長に通知しなければならないこととした。

5　法第一五条第三項の規定により国土交通大臣が同条第一項の地方公共団体の長に代わって権限を行う場合においては、国は、当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に当該地方公共団体の長が河川法第六十三条第三項（同法第一〇〇条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第六三条第三項に規定する都府県又は市町村に負担させることができる管理に要する費用の一部を、当該地方公共団体の長に代わって当該都府県又は市町村に負担させることができることとした。

6　法第一五条第四項の規定により同条第一項の地方公共団体が負担する額は、復興河川工事に要する費用の額（河川法又は水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）の規定による負担金があるときは、当該費用の額から負担金の額を控除した額。以下この項において「負担基本額」という。）から、当該地方公共団体の長が自ら当該復興河川工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として当該地方公共団体に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とすることとした。（第一三条及び第一四条関係）

九　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例

1　国土交通大臣は、法第一六条第一項の規定により復興急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないこととした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、工事の開始の場合に準じてその旨を告示することとした。

2　法第一六条第三項の規定により国土交通大臣が福島県知事に代わって行う権限は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四四年法律第五七号。以下「急傾斜地法」という。）第七条第一項の規定により許可をし、同条第二項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は同条第四項の規定により協議する権限等とすることとした。

3　2に規定する国土交通大臣の権限は、1の規定により公示された工事の区域につき、1の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができることとした。

4　国土交通大臣は、法第一六条第三項の規定により福島県知事に代わって一部の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を福島県知事に通知しなければならないこととした。

5　国土交通大臣が福島県知事の権限を代行する場合においては、国は、当該復興急傾斜地崩壊防止工事に関し、急傾斜地法第一二条第三項の規定により漁港管理者、港湾管理者又は海岸管理者に協議すること等の権限を福島県に代わって行うこととした。

6　5に規定する国の権限は、1の規定により公示された工事の区域につき、1により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができることとした。ただし、一部の権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができることとした。

7　法第一六条第五項の規定により福島県が負担する金額は、復興急傾斜地崩壊防止工事に要する費用の額（急傾斜地法の規定による負担金があるときは、当該費用の額から負担金の額を控除した額。以下この項において「負担基本額」という。）から、福島県が自ら当該復興急傾斜地崩壊防止工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として福島県に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額とすることとした。（第一五条及び第一六条関係）

一〇　その他所要の規定の整理を行うこととした。（第一七条～第二三条関係）

一一　法及び政令に規定する農林水産大臣及び国土交通大臣及の権限のうち、地方支分部局の長に委任する権限を定めることとした。（第二四条関係）

一二　この政令は、福島復興再生特別措置法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二五年六月三〇日）から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二〇二号）（財務省）

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第一九号）のうち、開港に入港しようとする外国貿易船の当該開港への入港時の積荷について、当該外国貿易船の運航者等及び当該積荷の荷送人は、当該積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該積荷に関する事項を税関に原則として電子的に報告しなければならないこととすることに係る部分の施行期日を平成二六年三月一〇日とすることとした。

◇電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇四号）（財務省）

1　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる国際運送貨物に係る税関手続を追加することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二五年一〇月一三日から施行することとした。
